

<p>提案の概要</p>	<p>消費者庁の全部移転</p>	
<p>検討対象機関の概要</p>	<p>1. 設立の経緯と組織の概要 消費者庁は、政府全体の消費者行政の「司令塔」として、平成21年9月1日に設立。消費者行政は各省庁横断的な行政分野であり、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい事務とされている。 消費者庁は、内閣府の外局ではあるが、消費者担当大臣(法律により必置)・副大臣・政務官の下、官房機能を有し、いわば一つの「省」と同じ位置付けの組織(毎週開催される次官連絡会議においても、消費者庁長官は各府省の事務次官、警察庁長官、金融庁長官等と並んで構成員。)</p> <p>2. 任務・所掌事務 消費者庁の任務:消費者基本法における消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた政策を推進する(消費者庁及び消費者委員会設置法第3条)。 消費者庁の所掌事務:消費者の利益の擁護及び推進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事等(同法第4条) 平成27年9月に成立した国家行政組織法等の改正により、現在内閣府が行っている内閣府設置法第4条第1項第17号に規定される消費者問題及び同項第16号に規定される食品安全に関する事項の総合調整事務が、消費者庁に移管されることとされた(平成28年4月施行予定)。これにより、消費者庁の司令塔としての機能が一層強化されることとなる。</p>	
<p>検討・評価のポイント</p>	<p>道府県の説明</p>	<p>各府省の見解</p>
<p>その機関の任務の性格上、東京圏になければならないか</p>	<p>【機関の特性】 ○消費者庁は、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現を本務とし、 ・事故情報の一元的収集、分析・原因究明、発信 ・地方消費者行政の充実支援・環境整備 ・消費者の自立・被害者の救済 などを重点課題として位置づけ、各種施策を展開している。 ○国民生活センターについては、国民生活の安定及び向上に寄与するため、 ・国民生活に関する情報の提供・調査研究 ・重要消費者紛争についての解決の手続きなどを実施している。 ○いずれの機関についても、「東京圏でなければ任務が果たせないということはない」と考えている。</p>	

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
	<p>【東京圏外でも支障のない理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○徳島県においては、全国屈指の光ブロードバンド環境が整備されており、これを活用することにより、距離的障壁を克服することが可能となる。 ○これまで東京圏でしか行えないとされてきた意思決定手続や調整業務であっても、高度情報通信ネットワークを通じたコミュニケーションへの置き換えは可能であり、消費者庁・国民生活センターの業務を着実に事務処理できる環境が整備されている。 ○四国の玄関口、近畿と四国の結節点としての好立地環境の下、徳島はもとより関西・四国圏には大学や弁護士等多くの人材がおり、東京圏との連携は可能である。 ◎以上から、短期的、中長期的にも消費者庁・国民生活センターは、「地方移転(本県)後も、十分に機能を発揮し、国民の期待に応えることができる。」と考えている。 	<p>(2)国会対応 通常国会、臨時国会ともに、衆議院・参議院の両院に消費者問題に関する特別委員会が設置されることが通例であり、消費者庁提出法案の質疑(平均毎年1本提出)や、一般質疑が行われる。 また、各党に消費者問題に関する専門の調査会等が置かれており、日常的に消費者庁は出席を求められ、対応している。さらには、頻繁に議員説明等を行っている。</p> <p>(3)法制度の企画立案機能 消費者庁は幅広い分野を対象とした消費者法の企画立案に取り組んでいる。消費者問題は、毎年変遷していくため、今後とも毎年のように、法律も制定・改正していく必要がある。 ※消費者庁設置後これまでの6年の間に食品表示法、消費者裁判手続特例法の新規制定や、消費者安全法、特定商取引法、景品表示法などを法律改正。 立法に向けては、個別の業や物資を所管する省庁(経産省、厚労省、農水省、国交省、文科省、総務省、金融庁等)との日常的な調整をはじめ、消費者団体・経済団体との日常的な調整・連携やヒアリングの実施が必要であり、さらに、内閣法制局による条文審査や政務三役・国会議員への御説明、政党内での審査、国会審議を多数回行う必要がある。 また、立法に当たり、内閣府消費者委員会に諮問し、調査審議等を行うことが多く、消費者委員会との緊密な連携が必要。これらの機関などは東京圏に集中している。</p> <p>(4)政府の重要施策の企画・立案・推進への参画 内閣官房や内閣府等で進める政府の重要施策について、消費者庁は、消費者政策を担う立場から局長級会議等に参画し、政府の重要施策を企画立案・推進する役割を担っているところ。こうした会議等は緊急に開催されることも多い。</p> <p>※参加している会議の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方創生、女性活躍促進、サイバーセキュリティ対策や小型無人飛行機(ドローン)、ロボット革命の実現をはじめとする多くの重要政策の関係省庁会議にメンバーとして出席。 ・自然災害や鳥インフルエンザ等の緊急会議にも出席。 <p>(5)消費者団体・経済団体等との連携機能、情報発信 消費者庁は消費者団体との連携を通じて消費者の声を政策に反映させるとともに、経済団体との連携を通じて事業者の声にも傾聴する必要がある。このため、多くの民間団体との定期的な意見交換会や、団体主催行事への日常的な参加のみならず、日常的にさまざまなレベルで意見交換を行っている。全国規模の消費者団体や経済団体は東京に本部を置いている。 また、消費者庁は消費者に対する情報発信のため、長官の定例記者会見や記者クラブへの情報提供、取材への対応等によりマスコミを通じた発信を行っている。</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
		<p><その他></p> <p>(1)法執行機能 「消費者・生活者が主役となる社会の実現」に向けて、悪質事業者等の市場からの排除を図るため、消費者庁は、消費者取引や商品・サービスの表示の適正化など消費者利益の擁護のための規制法を厳正に執行している。報告徴収や立入検査を実施し、法的措置・処分や行政指導を行うにあたり、対象となる企業は東京に本社を置くものが多い。 また景品表示法については、全国規模のみならず関東甲信越地方の案件も消費者庁が調査した上、執行することとされている(他の地方の案件は、公正取引委員会の地方事務所が調査を担当することが多い)。</p> <p>(2)高度情報通信ネットワークの活用という点に関しては、コミュニケーションの相手方(国会、議員、各府省庁、内閣法制局、消費者団体、経済団体等)でもネットワーク整備・セキュリティ確保がされ、更に消費者庁だけは対面の説明を行わないことにつき相手方に了承してもらう必要がある。 ネットワークは機密情報の管理を最大限確保したものとする必要がある。また、システムトラブル、ネットワーク障害、停電等についても十分な対策を講じる必要がある。なお、セキュリティ対策に完璧はないところ、機密性の高い内容を扱う場合はネットワークの活用では対応できない。</p> <p>(3)関西・四国圏の人材を活用するという点に関しては、多くの人材が東京近隣で容易に得られる現在と比べ、他省庁からの出向者や照会専門員等の非常勤職員の確保が困難となり、また関西・四国圏内で徳島まで移動するとしても、交通費や移動時間が長くなることによる能率の低下といった各種コスト増は免れない点に留意が必要。</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
<p>機関の任務に照らした成果の確保・向上、行政運営の効率の確保</p>	<p>【機関の任務に照らした成果の確保・向上】 (業務の効率的な運営)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高度情報通信ネットワークの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・中央及び地方との情報受発信能力の向上にさせることによって効率的な業務執行が可能となる。 ○全国モデルの各種施策との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・徳島県では消費者行政・食の安全安心で全国モデルとなる各種施策を実施しているため、徳島県との連携により、より円滑で効率的な施策展開が可能となる。 <p>《徳島県施策例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「消費者大学校・大学院」を設置し、消費者リーダー1726人を輩出 ・地域を見守る「くらしのサポーター」372人＋14団体を認定 ・消費生活コーディネーター制度創設 ・消費者教育実践校の指定 ・「鳴門わかめ認証制度」の創設 ・「食品表示の適正化等に関する条例」の制定 ・食品Gメン70名による監視指導体制 ・食品表示ウォッチャー80名の指名 など <p>(政策企画立案執行における高い効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○先駆的な施策推進を図るための実証フィールドの確保 <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方が密接に連携した消費者施策の展開による日本型消費者市民社会の形成や地方消費者行政の充実支援、環境整備が可能となる。 <p>《展開施策例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本型エシカル消費の定着 ・ライフステージに即した体系的な消費者教育の強化 ・高齢者等見守りモデルの構築 ・食品表示適正化対策の強化 など <ul style="list-style-type: none"> ○高度情報通信ネットワークの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・事故情報の一元的収集や分析・原因究明、発信が可能となる。 ○中央省庁のあり方のモデル <ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁と地方とのネットワーク構築により、今後の中央省庁のあり方や中央省庁の地方移転のモデルとなりうる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○高度情報通信ネットワークの活用による効率化という点に関しては、コミュニケーションの相手方(国会、議員、各府省庁、内閣法制局、消費者団体、経済団体等)でもネットワーク整備・セキュリティ確保がされ、更に消費者庁だけは対面の説明を行わないことにつき相手方に了承してもらう必要がある。 ○徳島県の施策が全国モデルであるという点については、人口減少・少子高齢化が進んでいるなど徳島県の状況は、全国の消費者行政の在り方を検討する上での参考事例になりうる一方で、情報化・グローバル化など、人口の多い都市部において顕著な諸問題への対応といった今後の消費者行政の重要課題に応える施策の参考事例は少ない。 ○徳島県と消費者庁の「連携」の内容が不明確である。また、徳島県だけと消費者庁が連携協力することは他の都道府県の理解を得られない。徳島県と消費者庁の「連携」のために、県の施策に消費者庁が具体的にどのように参画することを提案しているのかも不明。 ○国と地方が密接に連携した消費者施策の展開という点については、高度情報通信ネットワークの活用が実現できるならば、消費者庁が東京に所在したままでも可能ではないのか。物理的に近くに所在することで、どのように連携を深めることを提案しているのかも不明。

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
	<p>【行政運営の効率の確保】 (民間や自治体等の関係) ○高度情報通信ネットワークの活用により、中央との距離的障害の克服は可能であり、民間や自治体等の関係に対して障害はなく、既に本県の多くのサテライトオフィスでは、日常的に本社とのやりとりをテレビ会議等で行っており、大きな支障はない。 ○四国の玄関口、近畿と四国の結節点としての好立地環境の下、徳島はもとより関西・四国圏には大学や弁護士等多くの人材がおり、連携は可能である。 ○消費者行政・食の安全遠心に関する施策は、自治体の実施主体となることが多い。徳島県への移転により、国と地方との密接な連携が一層促進されるため、これまで以上に良好な関係を構築可能。 ○徳島県への移転により、国民(消費者)との距離は近くなるため、民間との関係を構築しやすい。</p> <p>(府省庁間の連携) ○電子メールやテレビ会議システム等の高度情報通信ネットワークの活用により府省庁間の連携は可能であり、既に徳島県では広くテレビ会議を実施しており、危機事象対応でも南部・西部の県民局と災害対策本部会議を実施しており大きな支障はない。</p> <p>(国会等への対応) ○電子メールやテレビ会議システム等の高度情報通信ネットワークを有効利用したサテライトオフィス(国会対策担当職員を配置する東京分室)の設置などにより、国会等への対応に支障をきたすことはない。</p>	<p>○コミュニケーションの相手方(国会、議員、各府省庁、内閣法制局、消費者団体、経済団体等)と消費者庁のやりとりは、本社とサテライトオフィスのやりとりとは質的に異なる。司令塔機能の発揮のためには、例えば各府省庁の現行制度の問題を改善するため制度改正を求めるなど、相手方がやりとりをすること自体に積極的でない案件に関しても粘り強く働きかける必要があるなか、対面せずに行うには、行政における業務の進め方を大胆に変更することが必要。</p> <p>○関西・四国圏の人材を活用するという点に関しては、多くの人材が東京近隣で容易に得られる現在と比べ、他省庁からの出向者や照会専門員等の非常勤職員の確保が困難となり、また関西・四国圏内で徳島まで移動するとしても、交通費や移動時間が長くなることによる能率の低下といった各種コスト増は免れない点に留意が必要。</p> <p>○徳島への移転により消費者庁が物理的に近くに所在することと、国と地方の連携が一層促進されることとの関係が不明。</p> <p>○徳島への移転により、どのようにして「消費者との距離が近くなる」「民間との関係を構築しやすくなる」のかが不明。</p> <p>○府省庁間の連携のためのテレビ会議システム等の活用については、今後、各省庁にテレビ会議システムを整備する必要があるなど、政府全体として活用する環境が整備されていないという点に留意が必要。</p> <p>○東京分室の設置については、予算・定員などのコスト増をまねくという点に留意が必要。</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
<p>地域への波及効果・なぜその地域か</p>	<p>【地域への波及効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○最新の特殊詐欺等, 消費者被害の知識を享受することにより, 全国の一歩先の被害者を出さない未然防止体制の構築が可能となる。 ○本県及び関西・四国の消費者相談力の飛躍的な充実が図られる。 ○消費者庁と連動した施策の展開により, 食の信頼性確保による「安全安心とくしまブランド」の確立が図られる。 ○消費者庁・国民生活センターの誘致を起爆剤として, 企業誘致の増加等, 本県の発展に寄与する。 ○消費者庁・国民生活センター誘致により, 職員及び家族の定住による本県活性化と本県への就職希望者の増加並びに若者の定着促進に寄与する。 <p>【なぜ徳島か】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○徳島県は、消費行政の全国モデルとなる各種施策を展開するとともに、国への政策提言を通じて、消費者庁の設置(H21.9.1)や食品表示法の制定(H27.4.1施行)をはじめとした国の施策展開に貢献している。 ○徳島県が実施している全国モデルの施策展開との連携が可能となるとともに、先駆的な施策推進を図るための実証フィールドを確保することができる。 ○徳島県は、全国知事会における消費行政の施策提案・要望においても中心的役割を担っている。 ○政府関係機関の地方移転の提案に関しては、消費者庁・国民生活センターの誘致を全国知事会で早々と表明し、消費行政は徳島県との関連が深いと理解が得られたため、全国で唯一の提案県となっており、全国的にも消費者庁・国民生活センターの誘致先は徳島県と認知されている。 ○消費行政は、国民に身近なものであるため、国民から距離の近い場所(地方)に設置し、現場のニーズを把握しながら、政策立案を行うことが、より望ましいと考えることから、その中でも移転先としては、消費行政の先駆的な取り組みを行っている徳島県が最適である。 ○四国の玄関口、近畿と四国の結節点としての好立地環境であり、徳島はもとより、関西の弁護士等の人材の活用、消費生活相談員の地域雇用が可能となるなど、西日本での新たな人材の活躍、消費行政の充実が期待できる。 ○誘致先として、現在執務室で使用している県庁上層階2フロアを提案し、執務環境やセキュリティー安全面に配慮するなど県を挙げての支援体制を構築している。 ○先駆的な施策展開を図った結果、県民意識が高く、「消費生活コーディネーター」など優れた人材が多い。 ○関西圏、関東圏との高速交通網を有するなど移動にも優れた立地環境である。 ○全国屈指のブロードバンド環境により、高度の情報受発信能力を有している。 ○安価な家賃や土地などの住環境の他、自然環境、育児環境にも恵まれており、優れた住生活環境の下で、職員のワークライフバランスの改善も期待され、消費行政の業務執行に効果がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○徳島県及び関西・四国において消費者被害の知識や相談力の飛躍的な充実が図られるという点については、消費者庁が移転しなくても教育研修等により達成しうるのではないかと見られる。 ○消費者庁等の移転が地域の雇用増や人口増にどう結びつくのか不明確。 ○職員のワークライフバランス改善のためには、転勤・移住に対する本人・家族の意向も考慮すべき要素である。

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
条件整備	<p>【施設確保・組織運営の工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「誘致先」は、「近畿と四国の結節点」で「四国の玄関口」に位置し、全国各地から高速バスが利用可能で、「徳島阿波おどり空港」からも至近距離にある「徳島市・鳴門市」とする。 ○「執務環境」については、リノベーション(付加価値型改修)により、十分な広さと快適な機能を具備した「良質な環境」を確保する。 ○部屋の再配置やレイアウト変更等を含め、移転に必要なとなる整備についても全面的にバックアップする。 <p>《消費者庁》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○徳島県庁9階10階を誘致先としているが、当該フロアは現在も県庁執務室として利用しており、直ちに移転可能である。 ○移転に伴う体制整備のために必要となる経費は、必要最小限度に抑えることが可能である。 <p>《国民生活センター》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○鳴門合同庁舎を誘致先としており、現在使用している単独庁舎を活用していただけることになる。 ○移転に伴い必要となる経費は、必要最小限度に抑えることが可能である。 <p>【組織・費用の最適化への工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTや既存ストックの有効活用により、「組織や費用」の増大を生じさせない工夫を図る。 <p>【職員の生活環境・住環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○徳島県は、徳島県に赴任する職員の快適な居住環境確保に協力するため、国と連携しながら、県を挙げての支援体制を確保する。 ○地域経済の活性化に資するため、民間住宅を積極的に活用することとし、県下最大の不動産業者団体「徳島県宅地建物取引業協会」の協力を得て、「生活環境・住環境」を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者庁が地方へ移転する場合は、大きなコスト増となる。
その他特記事項		

<p>提案の概要</p>	<p>センターの全部移転</p>	
<p>検討対象機関の概要</p>	<p>業務の概要: (1)消費者行政における中核的な実施機関として、①消費生活相談、②相談情報の収集・分析・提供、③商品テスト、④広報・普及啓発、⑤教育研修・資格制度、⑥裁判外紛争解決手続を実施 ※東京事務所では①、②、④、⑤(教育研修については企画立案)、⑥を実施 (2)各業務を相互補完・一体性をもって実施することにより、国民生活センターが担う ①行政機関及び事業者団体等への要望・情報提供、②全国の消費生活センター等への支援(地方支援)、③消費者への注意喚起の3つの機能を発揮している (3)職員:常勤職員91名、非常勤職員119名(平成27年7月1日現在)</p>	
<p>検討・評価のポイント</p>	<p>道府県の説明</p>	<p>各府省の見解</p>
<p>その機関の性格上、東京圏になければならないか</p>	<p>【機関の特性】 ○消費者庁は、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現を本務とし、 ・事故情報の一元的収集、分析・原因究明、発信 ・地方消費者行政の充実支援・環境整備 ・消費者の自立・被害者の救済 などを重点課題として位置づけ、各種施策を展開している。 ○国民生活センターについては、国民生活の安定及び向上に寄与するため、 ・国民生活に関する情報の提供・調査研究 ・重要消費者紛争についての解決の手続き などを実施している。 ○いずれの機関についても、「東京圏でなければ任務が果たせないということはない」と考えている。</p> <p>【東京圏外でも支障のない理由】 ○徳島県においては、全国屈指の光ブロードバンド環境が整備されており、これを活用することにより、距離的障壁を克服することが可能となる。 ○これまで東京圏でしか行えないとされてきた意思決定手続や調整業務であっても、高度情報通信ネットワークを通じたコミュニケーションへの置き換えは可能であり、消費者庁・国民生活センターの業務を着実に事務処理できる環境が整備されている。 ○四国の玄関口、近畿と四国の結節点としての好立地環境の下、徳島はもとより関西・四国圏には大学や弁護士等多くの人材がおり、東京圏との連携は可能である。 ◎以上から、短期的、中長期的にも消費者庁・国民生活センターは、「地方移転(本県)後も、十分に機能を発揮し、国民の期待に応えることができる。」と考えている。</p>	

()内の数値は、特段の記載がない場合は平成26年度実績値

○定型的な報告・連絡はテレビ会議で対応可能と考えるが、行政機関・事業者団体に要望する場合の意見調整、消費者紛争における事業者との交渉など、利害関係が対立する外部との調整は直接対面で行う必要がある。
 また、報道機関には詳細な質疑対応が必要であり、直接対面で行う必要がある。

○以下のような課題に適切に対策を講じる必要がある。

(1)消費者庁、消費者委員会をはじめとする行政機関との日常的な連携をどのように維持・向上するか
 ・消費者庁との実務レベルの会議・打合せにおいて、情報共有や対応方針の検討を実施(197回)
 ・消費者庁、消費者委員会、関係省庁の審議会等への委員派遣(94回)とともに、関係省庁への法改正等の要望に際して意見交換・調整等の打合せを対面で実施
 ・その他、消費者庁と密接に連携して危機対応にあたっている(例:東日本大震災、アクリフーズ、平成26年8月豪雨、鳥インフルエンザなど)
 ※各行政機関の所在地は東京都
 ※審議会等には出席する必要がある、また、各省庁との検討・調整は直接対面が必要

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
		<p>(2)事業者団体の全国組織や全国的な事業者のアクセスをどのように確保するか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談処理では、消費者からの苦情の処理のため、必要に応じて消費者と事業者の間に立ってあっせんを行っており、事業者との対面での交渉を日常的に実施(202回) ・ADR(155件)では、事業者に対して手続への出席を要請 ・事業者団体等との意見交換会の実施(27回)のほか、事業者団体等への改善要望に際して意見交換・調整等の打合せを対面で実施 <p>※事業者団体の全国組織や全国的な事業者の多くは東京圏に所在 ※事業者との交渉や事業者団体との調整は直接対面が必要 (消費者紛争は消費者・事業者の主張が対立しているため、相談処理やADRでは、契約書等の書類の確認、契約状況等の事実確認、争点の整理などを行い、消費者・事業者双方の合意点を見い出している) ※相談処理・ADRともに事業者の協力は任意であり、事業者からのアクセスに配慮が必要</p> <p>(3)報道機関からのアクセスをどのように確保するか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者への注意喚起資料の公表(73件)に際し、記者説明会を開催(21回)するほか、日常的に対面取材に対応(95回) (記者説明会ではテレビ局による撮影があるほか、商品テストに使用した実物などを撮影用に用意) <p>※全国的な報道機関は東京圏に集中 ※消費者被害は全国的に発生。高額な財産被害や生命身体への危害など緊急案件も発生。また被害の約35%は70歳以上である。このような観点から、マスメディアを通じて全国の消費者に向けて、迅速に注意喚起することが必要。</p> <p>(参考) 審議会等への出席、行政機関や事業者団体等との意見調整には、通常2～3名で対応。 国民生活センターは小規模な組織(東京事務所91名)であり、徳島・東京間の移動による業務への影響(職員の実労働時間のロスを含む)が大きく、どのように対応するのか。また、費用が恒常的に増加することについても対応が必要である。 ※東京事務所(品川)ー霞が関 319円・片道30分(往復1時間) 徳島(鳴門)ー霞が関 26,000円程度・片道約3時間(往復約6時間)</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
<p>機関の任務に照らした成果の確保・向上、行政運営の効率の確保</p>	<p>【機関の任務に照らした成果の確保・向上】 (業務の効率的な運営) ○高度情報通信ネットワークの活用 ・中央及び地方との情報受発信能力の向上にさせることによって効率的な業務執行が可能となる。 ○全国モデルの各種施策との連携 ・徳島県では消費者行政・食の安全安心で全国モデルとなる各種施策を実施しているため、徳島県との連携により、より円滑で効率的な施策展開が可能となる。 《徳島県施策例》 ・「消費者大学校・大学院」を設置し、消費者リーダー1726人を輩出 ・地域を見守る「くらしのサポーター」372人＋14団体を認定 ・消費生活コーディネーター制度創設 ・消費者教育実践校の指定 ・「鳴門わかめ認証制度」の創設 ・「食品表示の適正化等に関する条例」の制定 ・食品Gメン70名による監視指導体制 ・食品表示ウォッチャー80名の指名 など</p> <p>(政策企画立案執行における高い効果) ○先駆的な施策推進を図るための実証フィールドの確保 ・国と地方が密接に連携した消費者施策の展開による日本型消費者市民社会の形成や地方消費者行政の充実支援、環境整備が可能となる。 《展開施策例》 ・日本型エシカル消費の定着 ・ライフステージに即した体系的な消費者教育の強化 ・高齢者等見守りモデルの構築 ・食品表示適正化対策の強化 など</p> ○高度情報通信ネットワークの活用 ・事故情報の一元的収集や分析・原因究明、発信が可能となる。 ○中央省庁のあり方のモデル ・消費者庁と地方とのネットワーク構築により、今後の中央省庁のあり方や中央省庁の地方移転のモデルとなりうる。	<p>○左記の提案には国民生活センターが担っていない業務が含まれるが、国民生活センターの業務・機能に照らしてどのような成果の確保・向上に繋がるか。</p> <p>○高度情報通信ネットワークの活用による効率化という点に関しては、コミュニケーションの相手方(各府省庁、事業者・事業者団体、消費者団体等)でもネットワーク整備・セキュリティ確保がされ、更に国民生活センターだけは対面の説明を行わないことにつき相手方に了承してもらう必要がある。</p> <p>○徳島県の施策が全国モデルであるという点については、人口減少・少子高齢化が進んでいるなど徳島県の状況は、全国の消費者行政の在り方を検討する上での参考事例になりうる一方で、情報化・グローバル化など、人口の多い都市部において顕著な諸問題への対応といった今後の消費者行政の重要課題に応える施策の参考事例は少ない。</p> <p>○徳島県と国民生活センターの「連携」の具体的な内容が不明確である。また、徳島県だけと国民生活センターが連携協力することは他の都道府県の理解を得られないのではないか。</p> <p>○高度情報通信ネットワークの活用が実現できるならば、国民生活センターが東京に所在したままでも可能ではないのか。物理的に近くに所在することで、どのように連携を深めることを提案しているのか不明。</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
	<p>【行政運営の効率の確保】 (民間や自治体等の関係) ○高度情報通信ネットワークの活用により、中央との距離的障害の克服は可能であり、民間や自治体等の関係に対して障害はなく、既に本県の多くのサテライトオフィスでは、日常的に本社とのやりとりをテレビ会議等で行っており、大きな支障はない。 ○四国の玄関口、近畿と四国の結節点としての好立地環境の下、徳島はもとより関西・四国圏には、大学や弁護士等多くの人材がおり、連携は可能である。 ○消費者行政・食の安全遠心に関する施策は、自治体の実施主体となることが多い。徳島県への移転により、国と地方との密接な連携が一層促進されるため、これまで以上に良好な関係を構築可能。 ○徳島県への移転により、国民(消費者)との距離は近くなるため、民間との関係を構築しやすい。</p> <p>(府省庁間の連携) ○電子メールやテレビ会議システム等の高度情報通信ネットワークの活用により府省庁間の連携は可能であり、既に徳島県では広くテレビ会議を実施しており、危機事象対応でも南部・西部の県民局と災害対策本部会議を実施しており大きな支障はない。</p>	<p>○以下のような課題に適切に対策を講じる必要がある。</p> <p>○国民生活センターではADR委員をはじめとする専門家のほか、経験豊富なベテランの相談員を多数確保しているが、機能の維持・充実のためには、こうした人材の確保は引き続き必要である。また、徳島県に移転した際の人材確保のコストにどのように対応するか。</p> <p>(1)ADR委員をはじめ弁護士や学者等の消費者問題の専門家をどのように確保するか ・年間延べ約400名のADR委員がADR手続を実施 ・相談処理における情報収集(702回)、研修の企画立案や専門誌の編集をはじめ各業務において専門家を活用 ※専門家の多くは東京圏に在住 ※関西圏にも専門家は多いが、関西圏・徳島のアクセス(例えば大阪から徳島までは往復約5時間・6,000円程度)を考慮すると、時間・費用の恒常的な増加や、専門家の確保にどのように対応するか</p> <p>(2)消費生活相談員資格保有者をどのように確保・育成するか ・相談業務をはじめ研修や裁判外紛争解決手続などの各業務において、非常勤の経験豊富なベテランの消費生活相談員資格保有者を多数雇用(平成27年10月1日現在 104名) ・特に相談業務においては、各地の消費生活センターの消費生活相談員から、解決困難な事案についての相談を受ける経由相談を実施</p> <p>(参考) 相談員の育成・実力向上には多数の相談処理経験を積む必要がある。 相談員の育成方法やコスト、育成期間については配慮が必要。 ※国民生活センター相談員1人あたりの年間受付相談件数は約450件で、東京・神奈川と同じく全国最高レベル。徳島県は約120件 ※国民生活センターでの経験年数は10年以上15%、5年以上50%、5年未満35% ※国民生活センター相談員のうち約6割が、採用前に東京・神奈川などで5年以上経験を積んでいる ※東京圏在住の「消費生活専門相談員資格」保有者は約1,500名。徳島県在住の同資格保有者は35名</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
	<p>(国会等への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電子メールやテレビ会議システム等の高度情報通信ネットワークを有効利用したサテライトオフィス(国会対策担当職員を配置する東京分室)の設置などにより、国会等への対応に支障をきたすことはない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニケーションの相手方(各府省庁、事業者・事業者団体、消費者団体等)と国民生活センターのやりとりは、本社とサテライトオフィスのやりとりとは質的に異なる。製品事故や悪質商法等消費者被害に基づく商品や法制度等の改善要望など、相手方がやりとりをすること自体に積極的でない案件に関しても粘り強く働きかける必要があるなか、対面せずに行うことには限界がある。 ○徳島への移転により国民生活センターが物理的に近くに所在することと、国と地方の連携が一層促進されることとの関係が不明。 ○徳島への移転により、どのようにして「消費者との距離が近くなる」「民間との関係を構築しやすくなる」のかが不明。 ○府省庁等関係機関と国民生活センターとの連携のためのテレビ会議システム等の活用については、今後、関係機関にテレビ会議システムを整備する必要があるなど、全体として活用する環境が整備されていないという点に留意が必要。 ○国会等にどのように対応するか。 <ul style="list-style-type: none"> ・「消費者問題に関する特別委員会」をはじめとした国会や議員への対応を消費者庁と連携して実施
<p>地域への波及効果・なぜその地域か</p>	<p>【地域への波及効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○最新の特殊詐欺等、消費者被害の知識を享受することにより、全国の一歩先の被害者を出さない未然防止体制の構築が可能となる。 ○本県及び関西・四国の消費者相談力の飛躍的な充実が図られる。 ○消費者庁と連動した施策の展開により、食の信頼性確保による「安全安心とくしまブランド」の確立が図られる。 ○消費者庁・国民生活センターの誘致を起爆剤として、企業誘致の増加等、本県の発展に寄与する。 ○消費者庁・国民生活センター誘致により、職員及び家族の定住による本県活性化と本県への就職希望者の増加並びに若者の定着促進に寄与する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○国民生活センターの移転は、徳島県などの未然防止体制の構築、消費者相談力の飛躍的な充実、企業誘致の増加等にどのように繋がるのか。 ○国民生活センターが移転しなくても、徳島県が想定している波及効果は生じるのではないか。 ○国民生活センターの移転が地域の雇用増や人口増にどう結びつくのか不明確。 ○国民生活センター職員は採用時に東京・相模原事務所以外の転勤を条件としていないので、職員の生活設計が大幅に変更されることとなる。職員のワークライフバランス改善のためには、転勤・移住に対する本人・家族の意向も考慮すべき要素である。

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
	<p>【なぜ徳島か】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○徳島県は、消費行政の全国モデルとなる各種施策を展開するとともに、国への政策提言を通じて、消費者庁の設置(H21.9.1)や食品表示法の制定(H27.4.1施行)をはじめとした国の施策展開に貢献している。 ○徳島県が実施している全国モデルの施策展開との連携が可能となるとともに、先駆的な施策推進を図るための実証フィールドを確保することができる。 ○徳島県は、全国知事会における消費行政の施策提案・要望においても中心的役割を担っている。 ○政府関係機関の地方移転の提案に関しては、消費者庁・国民生活センターの誘致を全国知事会で早々と表明し、消費行政は徳島県との関連が深いと理解が得られたため、全国で唯一の提案県となっており、全国的にも消費者庁・国民生活センターの誘致先は徳島県と認知されている。 ○消費行政は、国民に身近なものであるため、国民から距離の近い場所(地方)に設置し、現場のニーズを把握しながら、政策立案を行うことが、より望ましいと考えることから、その中でも移転先としては、消費行政の先駆的な取り組みを行っている徳島県が最適である。 ○平成24年度の消費生活にかかる人口1千人あたりの相談センター受付件数を見ると全国平均7.95人となっている。都道府県別に平均を上回っているのは、滋賀県から西日本にかけて15府県、岐阜県から東日本にかけては8県と比べ、西日本での頻度が高い。西日本における消費行政のテコ入れが必要であり、その拠点としても、徳島県が最もふさわしいと考える。 ○四国の玄関口、近畿と四国の結節点としての好立地環境であり、徳島はもとより、関西の弁護士等の人材の活用、消費生活相談員の地域雇用が可能となるなど、西日本での新たな人材の活躍、消費行政の充実が期待できる。 ○誘致先として、現在単独庁舎で使用中的である鳴門合同庁舎の全敷地を提案するなど県を挙げての支援体制が構築されている。 ○先駆的な施策展開を図った結果、県民意識が高く、「消費生活コーディネーター」など優れた人材が多い。 ○関西圏、関東圏との高速交通網を有するなど移動にも優れた立地環境である。 ○全国屈指のブロードバンド環境により、高度の情報受発信能力を有している。 ○安価な家賃や土地などの住環境の他、自然環境、育児環境にも恵まれており、優れた住生活環境の下で、職員のワークライフバランスの改善も期待され、消費行政の業務執行に効果がある。 	

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
条件整備	<p>【施設確保・組織運営の工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「誘致先」は、「近畿と四国の結節点」で「四国の玄関口」に位置し、全国各地から高速バスが利用可能で、「徳島阿波おどり空港」からも至近距離にある「徳島市・鳴門市」とする。 ○「執務環境」については、リノベーション(付加価値型改修)により、十分な広さと快適な機能を具備した「良質な環境」を確保する。 ○部屋の再配置やレイアウト変更等を含め、移転に必要なとなる整備についても全面的にバックアップする。 <p>《消費者庁》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○徳島県庁9階10階を誘致先としているが、当該フロアは現在も県庁執務室として利用しており、直ちに移転可能である。 ○移転に伴う体制整備のために必要となる経費は、必要最小限度に抑えることが可能である。 <p>《国民生活センター》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○鳴門合同庁舎を誘致先としており、現在使用している単独庁舎を活用していただけることになる。 ○移転に伴い必要となる経費は、必要最小限度に抑えることが可能である。 <p>【組織・費用の最適化への工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTや既存ストックの有効活用により、「組織や費用」の増大を生じさせない工夫を図る。 <p>【職員の生活環境・住環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○徳島県は、徳島県に赴任する職員の快適な居住環境確保に協力するため、国と連携しながら、県を挙げての支援体制を確保する。 ○地域経済の活性化に資するため、民間住宅を積極的に活用することとし、県下最大の不動産業者団体「徳島県宅地建物取引業協会」の協力を得て、「生活環境・住環境」を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○国民生活センターが地方へ移転する場合は、大きな時間的・金銭的コスト増になる。
その他特記事項		

<p>提案の概要</p>	<p>研究所の全部移転</p>
<p>検討対象機関の概要</p>	<p>情報通信政策研究所は、<u>情報通信政策に関する基礎的な調査及び研究並びに研修を専門的に行う政策研究機関</u>として、郵政研究所の情報通信に関する研究機能と情報通信研修所の研修機能を引き継ぎ、平成15年4月に発足。 次の業務を実施している。 ・情報通信政策に関する基礎的な調査及び研究 ・総務省職員を対象に情報通信行政に従事するために必要な研修 一般研修：11科、約230人、専門研修：21科、約300人（平成26年度実績）</p> <p>また、東京一極集中是正を図ることを目的として制定された「多極分散型国土形成促進法」（昭和63年法律第83号）に基づく「国の行政機関等の移転について」（昭和63年7月19日閣議決定）において移転対象機関として位置づけられ、平成16年3月に当時の所在地である目黒区駒場から国分寺市に移転した。</p> <p>○住所 東京都国分寺市泉町（総務部及び研修部） 東京都千代田区霞が関（調査研究部）</p> <p>○職員数 26名、総務部：13名（所長含む）－総務課、教務課 調査研究部：6名 研修部：7名 （平成27年8月31日現在。全て常勤職員。）</p> <p>○必要な施設 総務部・研修部（築11年、総工費32億円） ・事務棟（建築面積 2,880㎡、延床面積 5,789㎡、SRC造、無線通信の実習に必要なシールドルーム等の特殊施設が必要） ・宿泊棟（建物面積 649㎡、延床面積 1,915㎡、RC壁構造、収容人数78名） 調査研究部（霞ヶ関中央同庁舎第2号館内 約50㎡）</p> <p>○直接対面による意見交換・協議が不可欠な事務の概要</p> <p>1. 調査研究 ・<u>調査研究事務</u>：調査研究は、省内関係部局と密接に連携して実施しており、日常的に直接対面による意見交換・協議が不可欠。また、その大半が首都圏に所在する情報通信分野に係る有力な学会や大学、シンクタンク等の関係者と対面による相談・調整を頻繁に行っている。 ・<u>研究会開催</u>：政務方を含む本省幹部が出席する研究会を高い頻度で主催しており、事前の調整を含め、日常的に省関係者との接触が必要。 ・<u>学術会議、講演会等への参加</u>：調査研究部は、情報通信政策の分野に関する学術会議、講演会等の会合に出席しての情報収集を日常的に実施。会合の大半は、首都圏で開催。</p> <p>2. 研修 ・<u>本省職員自らが講義を実施</u>：研究所が実施する研修は、総合通信局等職員が本省の方針を着実に実施するための講義が中心。 ・<u>外部委託に関する協議等</u>：設備等の関係で研修の一部を外部委託する場合には、本省職員が事前に当該関係者と対面かつ実地で協議や調整を行うことが必要。 ・<u>専門研修施設における研修</u>：専門研修の主軸を占める電波関係の部外研修を行える専門施設の多くは東京近郊に集中しており、遠隔地に移転した場合研修が実施困難になるおそれ。</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
その機関の任務の性格上、東京圏になければならないか	<p>【機関の特性】 ○情報通信政策研究所は、 ・情報通信行政に従事する職員の唯一の研修機関として人材の育成 ・今後必要となるIT戦略・情報通信政策に資する調査研究 ・大学の研究者や情報通信事業者など、情報通信に関連する研究や実務に携わる者との連携強化など重要な役割を担っている。</p> <p>【東京圏外でも支障のない理由】 (研修部門) 情報通信政策研究所の移転に当たっては、研修の実施に必要な施設を整備することとしている。 また、本県における全国に先駆けた先進的なICT施策を活用し、より効果的な研修を行うことが可能であると考慮しており、研修施設が東京圏に設置されていなければならない理由はない。 (調査研究部門) 調査研究の実施にあたっては、インターネットによる論文検索や各国の政府機関からのデータ収集、他の研究機関や研究者とは、テレビ会議システムや電子メールによる情報交換やディスカッションを行うとともに、必要に応じてオフラインミーティングを行うことなどが想定されるが、大学等の研究機関における調査研究と同様、ICT環境が整っていれば、東京圏になければならない理由はない。 本県においては、全国屈指のブロードバンド環境が整備されており、業務遂行に支障はないと考えている。</p>	<p>○情報通信政策研究所の前身の旧情報通信研修所は、昭和63年、多極分散方国土形成促進法に基づき、首都圏の都区部以外への移転が決定され、平成16年に現在地に移転したものである。情報通信政策研究所の移転については、こうした経緯も踏まえて慎重に検討されるべきものである。</p> <p>○情報通信政策研究所が行う研修については、講師の約6割が本省職員であることや外部講師の約9割が在京者であることから、講師の日程確保の観点からも東京圏から至近の立地が必須である。 また、全国から研修生が参加するため、全国からの至便なアクセスについても配慮が必要である。</p> <p>○現在の情報通信政策研究所は研修棟に隣接する宿泊棟を有している。徳島県においては、「研修の実施に必要な施設を整備する」とのことであるが、研修生の宿泊については民間の宿泊施設の利用が提案されている。移転候補施設である旧鳴門第一高校の近傍の宿泊施設は僅少であり、都度の移動時間をはじめ、移転先において効率的に研修を実施ことは困難である。</p> <p>○情報通信政策研究所が行う調査研究は、総務省の中長期の情報通信政策を理論面から支援するものであり、本省で開催される学識者等による研究会をはじめ、その業務は本省職員と一体となって行われるものである。学識者をはじめとする外部関係者の大半が在京であり、全国屈指のブロードバンド環境が整備されていることをもって業務遂行に支障がないとは考えられない。(主な研究会の名称及び概要、外部関係者については「その他特記事項」の欄に記載)</p>
機関の任務に照らした成果の確保・向上、行政運営の効率の確保	<p>【機関の任務に照らした成果の確保・向上】 (業務の効率的な運営) ○研修部門 本県では、全国屈指のブロードバンド環境が整備されており、スーパーハイビジョン(4K8K)を核とした新たな産業の集積に向けた取組みを行うなど、全国に先駆けた、先進的なICT施策を展開しており、「生きた教材」として研修に活用することが可能である。 ○調査研究部門 徳島県のICT基盤を活用し、テレビ会議システムや電子メールによる業務遂行を行うことにより、これまでどおりの成果を挙げることができると考えている。 (政策企画立案・執行における高い効果) 徳島県では、全国に先駆けた先進的なICT施策を展開しており、「座学」が主体となっている現在の研修に、現場でのフィールドワークを加えることにより、現場に即した研究や施策立案ができる人材の育成につながると考える。</p> <p>【行政運営の効率の確保】 (民間・自治体との関係) 本県の全国屈指のICT環境と豊かな自然に着目し、都市圏の企業が「サテライトオフィス」を設置している。「サテライトオフィス」企業と研究官や研修参加者が交流することにより、新しい視点での調査研究や情報通信政策に従事していただくことが期待される。 (府省間の連携確保) 当研究所と総務省等関係省庁及び大学等の研究機関との間の連携は、全国屈指の高速ブロードバンド環境を駆使することにより、十分確保できると考えている。 (国会等への対応) 当研究所の任務は、今後必要となるIT戦略・情報通信政策に関する調査研究及び情報通信行政に携わる全国の国家公務員の育成であることから、国会の対応等については、特に支障を来すものではないと考える。</p>	<p>○情報通信政策研究所が行う研修については、講師の約6割が本省職員であることや外部講師の約9割が在京者であることから、講師の日程確保の観点からも東京圏からの至近の立地が必須である。徳島県への移転は研修業務の効率的な運営や現在の研修業務の水準を大きく阻害するものであると考える。</p> <p>○情報通信政策研究所が行う研修は、情報通信政策に携わる職員の政策形成能力の向上や無線通信技術、電波監視、危機管理対策といった専門知識・技能の修得を通じ、業務を着実に実施するための授業が中心である。徳島県における先進的なICT施策(生きた教材)は、現在の研修内容に対して上述の移転のデメリットを上回る効果が期待されるようなものではないと考える。</p> <p>○情報通信政策研究所が行う調査研究は、総務省の中長期の情報通信政策を理論面から支援するものであり、本省で開催される学識者等による研究会をはじめ、その業務は本省職員と一体となって行われるものである。学識者をはじめとする外部関係者の大半が在京であり、全国屈指のブロードバンド環境が整備されているとしても、移転すれば現在の調査研究の水準を維持できない。</p> <p>○情報通信政策研究所が行う調査研究は、総務省の中長期の情報通信政策を理論面から支援するものであり、その内容は自ずと法学や経済学等社会科学の見地からの学術的なものが中心となる。「サテライトオフィス」企業との交流等は、情報通信政策研究所の成果や業務運営効率の確保・向上に寄与するものではないと考える。</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
地域への波及効果・なぜその地域か	<p>【地域への波及効果】 ○本県では、全国に先駆けた先進的なICT施策を展開しており、ICTに関する研修や調査研究を担う国の職員との交流により、さらに、一歩進んだICT施策の展開が可能となる。 ○また、本県における新たなICT施策の取組みを踏まえ、その成果を全国に展開することが可能となる。</p> <p>【なぜ徳島県か】 ○本県では、ICT環境と豊かな自然を活かした「サテライトオフィスプロジェクト」や、ICTを活用した”葉っぱビジネス”で知られる上勝町の「いろどり」など、ICTを活用した地方創生の取組みにおいて全国のトップランナーを走っており、国の職員との交流等により、さらに、新たな施策展開に発展することが期待できる。</p>	<p>○情報通信政策研究所が行う調査研究は、総務省の中長期の情報通信政策を理論面から支援するものであり、その内容は自ずと法学や経済学等社会科学の見地からの学術的なものを中心となる。こうした現在の業務内容に照らし、情報通信政策研究所の移転は、左欄に挙げられるような効果が期待できるものではないと考える。</p>
条件整備	<p>【施設確保・組織運営の工夫】 ○「誘致先」は、「近畿と四国の結節点」で「四国の玄関口」に位置し、全国各地から高速バスが利用可能な「鳴門市」とする。 ○「移転候補施設」は、既存ストックの有効活用の観点から、「旧鳴門第一高校」を使用することとし、整備コストの抑制をはじめ、効率的かつ効果的な施設整備に努める。 ○「執務環境」については、リノベーション(付加価値型改修)により、十分な広さと快適な機能を具備した「良質な環境」を確保する。 ○「関係省庁との連絡・連携」は、徳島が国内外に誇る「全国屈指の光ブロードバンド環境」のもとで、最新のICT技術を活用することにより、「円滑なネットワーク形成」を確保する。</p> <p>【組織・費用の最適化への工夫】 ○ICTや既存ストックの有効活用により、「組織や費用」の増大を生じさせない工夫を図る。</p> <p>【職員の生活環境・住環境の確保】 ○地域経済の活性化に資するため、民間住宅を積極的に活用することとし、県下最大の不動産業者団体「徳島県宅地建物取引業協会」の協力を得て、「生活環境・住環境」を確保する。</p>	<p>○情報通信政策研究所が行う研修については、講師の約6割が本省職員であることや外部講師の約9割が在京者であることから、講師の日程確保の観点からも東京圏から至近の立地が必須である。また、全国から研修生が参加するため、全国からの至便なアクセスについても配慮が必要である。</p> <p>○情報通信政策研究所が徳島県に移転する場合、講師や研修生、外部関係者等の旅費が大幅に増加する。研修生の宿泊場所を民間宿泊施設の積極的な活用により確保する場合はなおさらである。この点、情報通信政策研究所側の「費用の増大を生じさせない工夫」について、具体的な内容が不明である。</p> <p>【参考：研修生の宿泊料】 情報通信政策研究所が行う研修については、隣接する宿泊棟を利用した合宿研修が行われており、受講者から宿泊料の徴収はない。なお、食事については受講者各自で調達負担している。</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
その他特記事項	<p>地域経済の活性化に資するため、研修受講者の宿泊場所については、「徳島県生活衛生同業組合」と「日本旅館協会徳島県支部」の協力のもと、民間宿泊施設の積極的な活用により確保する。</p>	<p>○研修生の宿泊場所について、民間宿泊施設の積極的な活用により確保することであるが、左欄に挙げられる団体に加盟する宿泊施設のうち、移転候補施設である旧鳴門第一高校の近傍の宿泊施設は僅少であり、両団体からの協力の効果も不明である。都度の移動時間をはじめ、移転先において効率的な研修の実施は困難であり、現在と同等の宿泊棟を研修施設の近傍に確保することが必要である。</p> <p>○研究実績 (主な研究の名称及び概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> － 情報通信法学研究会 (座長:堀部政男 一橋大学名誉教授、座長代理 濱田純一 前・東京大学総長)(旧・海外情報通信判例研究会) 情報通信政策に関連する国内外の判例や学説の動向を継続的に研究。平成20年3月から現在まで28回開催。報告書を三次にわたり取りまとめ。 － インテリジェント化が加速するICTの未来像に関する研究会 (座長:村井純 慶應義塾大学環境情報学部長) 情報通信ネットワーク、人工知能等ICT分野の急速な進展による未来社会の像を展望し、今後の課題を整理。平成27年6月に中間的に「報告書2015」を取りまとめ。 － ファブ社会の基盤設計に関する検討会(座長:田中 浩也 慶應義塾大学准教授) ファブ社会(注)を支える情報基盤、制度的基盤及び人的基盤の在り方等を検討。平成27年7月に中間的に「ファブ社会推進戦略～Digital Society 3.0～」を取りまとめ。 (注)3Dプリンタの普及等により、インターネットを介してアイデアや3Dデータを交換することにより、新たな「ものづくり」が可能となる社会のこと。 － テレコム政策研究会(主査: 東條吉純 立教大学教授) 情報通信分野における競争政策の在り方に関し、法学と経済学の両面から、継続的に研究。平成26年3月から現在まで計6回開催。 <p>(協力機関等)</p> <ul style="list-style-type: none"> － 情報通信学会(東京都) － 堀部政男(一橋大学名誉教授)、 － 濱田純一(前・東京大学総長、放送倫理・番組向上機構理事長)、 － 村井純(慶應義塾大学環境情報学部長)、 － 岩田一政(日本経済研究センター理事長、元・日本銀行副総裁)、 － 下條信輔(カリフォルニア工科大学ボルティモア冠教授)、 － 橋元良明(東京大学教授) － 山口いつ子(東京大学教授) 等

<p>提案の概要</p>	<p>研修所の全部移転</p>	
<p>検討対象機関の概要</p>	<p>森林技術総合研修所(林業機械化センターも含む) (職員数) 常勤職員数:34名【本所25名。この他林業機械化センター(沼田)9名】、非常勤職員数:4名【本所3名。この他林業機械化センター(沼田)1名】(27.9.1現在)</p> <p>(施設) 【本所】 ・施設:現在の敷地面積約9,259m² 教室(70人収容×2、20人収容×3)、研修生宿泊室(112人)、厨房・食堂施設(120人)、執務室、会議室、講師控室、機材準備室、図書室、討議室、倉庫、入浴施設、車庫等 ・現地研修用森林:研修所の周辺に、明治の森高尾国定公園、高尾山自然休養林、都立自然公園のほか施業中の森林や高密路網設定森林があり、暖温帯系と冷温帯系の多様な樹種からなる天然林及びスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツといった主要造林樹種による人工林(1年生から100年生まで多様な林齢のもの)が分布し、生物多様性保全、保健レクリエーション、木材生産等の期待される多面的機能がバランス良く網羅。</p> <p>(その他) ・地方公共団体職員、林野庁職員を主な対象者として、森林・林業に関する総合的な研修を実施 ・平成26年度研修状況 年間86コース、1,669人(実績)【本所60コース 1,344人、林業機械化センター26コース 325人】 ・研修生は全国各地に分散している。一方、講師は約7割が首都圏在住者で占められている(林野庁職員、関係省庁職員、中央業界団体、(研)森林総合研究所研究者、大学教授等)。</p>	
<p>検討・評価のポイント</p>	<p>道府県の説明</p>	<p>各府省の見解</p>
<p>その機関の任務の性格上、東京圏にないか</p>	<p>【機関の特性】 ○ 森林技術総合研修所は、森林・林業に関する研修機関で、全国各地の森林・林業行政に係わる林野庁職員や都道府県職員等を対象に、座学を中心とした研修を実施している。 ○ 当研修所の任務は、全国の森林・林業技術者の育成であることから、国会等の関係からも必ずしも東京都内に設置すべき施設ではなく、むしろ森林・林業の実践場所である地方に設置すべき施設であると考えられる。</p> <p>【東京圏外でも支障のない理由】 ○ 東京圏にあるメリットは、 ・ 座学の特別講義を担当する林野庁幹部の職員の移動 ・ 全国各地からの受講生の移動手段が豊富 などが挙げられるが、本県に移転した場合、 ・ 特別講義での講師の対応においては、全国屈指の光ブロードバンド環境を生かしたテレビ会議システムの活用 ・ また、受講生の交通機関についても、現在の研修所が空港から約1時間40分要する一方、本県では空港から自動車ですら約15分の本四架橋の玄関口である鳴門市を選定することで十分な利便性が確保できる。</p> <p>本研修所は、林業に関わる行政職員等の育成を目的としていることから、東京圏外であっても機能が確保される可能性を全く否定するものではないが、研修の質を落とさず適確に実施するためには、研修生の利便性や講師の確保をはじめとする諸条件を整える必要がある。</p> <p>(研修の概要) 森林技術総合研修所では研修コース(H26:60コース×5日×5コマ=1,500コマ)のうち、現地実習がないコースが約4割(26コース×5日×5コマ=650コマ)、期間中に現地実習を行うコースの座学が約4割(34コース×5日×5コマ=850コマのうち522コマ)、現地見学・実習が約2割(850コマのうち328コマ)となっており、全体の8割は教室での座学が占めている。</p>	

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
<p>機関の任務に照らした成果の確保・向上、行政運営の効率の確保</p>	<p>【機関の任務に照らした成果の確保・向上】 (業務の効率的な運営) ○ 当研修所は、森林・林業の研修機関であることから、林業の成長産業化を実現するための教養を様々な現場を通じて体得することが肝要であり、研修の実施にあたっては、現場と一体となった体制の構築により、座学とあいまあった効率的な運営が可能となる。</p> <p>(政策の企画立案執行における高い効果) ○ 本県は、豊かな森林資源を背景に古くから林業が重要な産業であったことから、植栽、保育、伐採、加工、流通、利用といった各方面で活躍する人材により技術の継承が行われてきた。 ○ また、平成17年度からの10年間の林業プロジェクトにより、 ・ 全国に先駆けた間伐の機械化など様々な木材生産現場の存在 ・ 木材を根元から梢まで余すことなく利用する全国でも類を見ない加工体制の集積 ・ H28.4月からの木質バイオマス発電所の稼働 ・ 全国初の県産材利用促進条例に基づく産学民官が連携した拠点施設である「木材利用創造センター」での新商品・新技術の開発 ・ 建築士会・大学などと連携し木を活かす人材の育成 など、座学と併せて実践的な現場研修を組み入れた企画立案・執行が可能であることから、より高い研修効果が期待できる。</p> <p>【行政運営の効率の確保】 (民間や自治体等の関係) ○ 当該研修の参加者は、全国の林野庁職員、地方公共団体職員、民間事業者であることから、研修所の位置を空港周辺で高速バスの利用可能な場所に選定することにより、現在の研修所と比較しても他県からの参加者の利便性に支障をきたさないよう努めている。</p> <p>(府省庁間の連携) ○ 当該研修所の関係府省は林野庁が中心であり、現在の研修所においても、研修企画官が企画を主に行っていると思われるため、都内でなくとも本県が国内外に誇る全国屈指のブロードバンド環境を活用すれば林野庁等との連携は十分可能と思われる。</p> <p>(国会等への対応) ○ 前述したとおり、当研修所の任務は全国の森林・林業技術者の育成であることから、国会等の関係においては、特に支障をきたすものではないと思われる。</p> <p>(その他具体的なコストとメリット) ○ 現在の研修では、林業生産や木材産業の現場に行く場合は都外に移動する必要があるが、本県においては県内で全て完結することから移動コストが低減できる。</p> <p>○ また、群馬県の林業機械化センターの移転を提案するものではないが、同研修所が実施している林業機械等の実地研修の一部を担えとともに、県下各地の「フォレストキャンパス」や最新の生産現場において本県ならではの研修も可能となり、年間を通じて総合的かつ効率的な研修が実施できると考える。</p>	<p>(研修講師の確保) ・ 研修講師の約7割は首都圏在住者で占められている。 ・ 研修講師の約3割は、最新の制度や技術を講義する本省職員。 ・ 移転にあたっては、講師の確保等の面からの対応方針が示される必要がある。</p> <p>(行政運営の効率確保) ・ 高尾にある場合、国会対応や災害対応など予定外の業務により、本庁講師の変更の必要が発生した場合も対応が容易である。</p> <p>(研修講師への交通費、宿泊費の支出増) ・ 1コマ75分の講義のために長時間の拘束が必要となると、講師の確保が難しくなり、研修の質が低下する恐れがある。 ・ 今回要望のあった場所については、朝の1限目講師は前泊が必要となるなど研修予算の大幅な増大が必要となり、行政運営の効率の確保に課題がある。</p> <p>(本所と林野庁の研修打合せ) ・ 本所の研修担当者は、研修内容や講師等について、林野庁担当部署と通常1研修あたり3回程度対面打合せを行うこととしており、本庁への出張コストやアクセス時間が増大することは、研修予算の増大につながることから行政運営の効率の確保に課題がある。</p> <p>(効果的な研修の実施) ・ 先進的な技術を含め実践的な現地見学が期待される。</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
<p>地域への波及効果・なぜその地域か</p>	<p>【地域への波及効果】 ○ 林業の成長産業化の実現に向け、今後益々重要性が高まる私有林の活用において、その施業を担う民間事業者の役割が高まる中、私有林率の高い本県においてこれまで培ってきた民間施業技術を他の地域へも波及させるとともに、若手の有志で構成する那賀町林業従事者会「山武者」をはじめとした次代を担う技術者との交流を含めた民間事業者の実践研修を強化することにより、本県の更なる地域林業の活性化はもとより、私有林が抱えている課題解決策を全国へ発信することで、林業を起爆剤とした地方創生を実現する。</p> <p>【なぜ徳島か】 ○ 地方創生の起爆剤となるべき林業において、本県では「新次元林業プロジェクト」を新たにスタートし、担い手の育成を最重要施策とし位置づけ、その体制づくりに取り組んでいるところである。 ○ 組織面においては、平成28年度から、 ・ 林業現場で即戦力となる人材を育成する「とくしま林業アカデミー」を開講 ・ 県立那賀高等学校に新たに「森林クリエイト科」の創設 ・ 徳島大学には新たに「生物資源産業学部」が設置 されることとなっており、平成25年度に設置された農林水産総合技術支援センターとともに、人材養成機関が集積し多様な人材養成が行われる中、国の研修機関を誘致することで、更なる研修機能の充実と各機関の相乗効果が期待される。 ○ また、各種機関での人材養成に際して、県内各地のフォレストキャンパスを活用することとしており、地域で学生や都市部の方など多様な人材交流が図られることで、林業人材の定着による林業の活性化が促進されるとともに、県の東南部に集積する木材加工・利用施設での現場研修により、木材産業人材が養成され、県内の製材業、木工業、建築業など裾野の広い木材産業の振興が図られることが期待される。</p>	<p>・森林技術総合研修所は、都道府県や国の職員の人材育成を目的としていることから、特定の地方の林業活性化や発信は想定されておらず波及効果は期待できない。</p> <p>(なぜ、高尾で研修を実施しているか) ・高尾の研修所の周辺(大部分が半径5km圏内)に、明治の森高尾国定公園、高尾山自然休養林、都立自然公園のほか施業中の森林や高密路網設定森林があり、暖温帯系と冷温体系の多様な樹種からなる天然林及びスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツといった主要造林樹種による人工林(1年生から100年生まで多齢級のもの)、国有林及び民有林が分布し、生物多様性保全、保健レクリエーション、木材生産等の多面的機能をバランス良く網羅する「日本の森林の縮図」となる森林が存在しており、全国からの研修生の業務内容に対応でき、教室での座学、現地での実習が効率よく行うことが出来ている。(こうした森林の確保が同様に可能であることが必要条件)</p>
<p>条件整備</p>	<p>【施設確保・組織運営の工夫】 ○ 「誘致先」は、「近畿と四国の結節点」で「四国の玄関口」に位置し、全国各地から高速バスが利用可能な「鳴門市」とする。 ○ 「移転候補施設」は、既存ストックの有効活用の観点から、「旧鳴門第一高校」を使用することとし、整備コストの抑制をはじめ、効率的かつ効果的な施設整備に努める。 ○ 「執務環境」については、リノベーション(付加価値型改修)により、十分な広さと快適な機能を具備した「良質な環境」を確保する。 ○ 「関係省庁との連絡・連携」は、徳島が国内外に誇る「全国屈指の光ブロードバンド環境」のもとで、最新のICT技術を活用することにより、「円滑なネットワーク形成」を確保する。</p> <p>【組織・費用の最適化への工夫】 ○ ICTや既存ストックの有効活用により、「組織や費用」の増大を生じさせない工夫を図る。</p> <p>【職員の生活環境・住環境の確保】 ○ 地域経済の活性化に資するため、民間住宅を積極的に活用することとし、県下最大の不動産業者団体「徳島県宅地建物取引業協会」の協力を得て、「生活環境・住環境」を確保する。</p>	<p>(利便性等の確保) ・研修施設、講師の確保、旅費、現地研修用森林等について、現在の状況を下回らない条件確保が必要である。 ・新たに研修棟、研修生宿泊棟、事務室などを建築とした場合の施設整備のコストの確保が必要である。</p> <p>(研修生派遣元の都道府県、市町村、林業事業者等の負担経費) ・派遣元→(航空機)→羽田空港→(在来線)→高尾等の往復交通費 ・食費 1日1,930円(朝食460円、昼食620円、夕食850円) ・共益費 1回1,000円(夏期)、1,500円(冬期)</p> <p>(霞ヶ関への年間打合せ状況) ・のべ131回、片道525円68分(平成26年度)</p> <p>(研修内容の向上) ・研修計画の作成及び実施にあたり、県の積極的な協力体制の確保が必要</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
その他特記事項	<p>地域経済の活性化に資するため、研修受講者の宿泊場所については、「徳島県生活衛生同業組合」と「日本旅館協会徳島県支部」の協力のもと、民間宿泊施設の積極的な活用により確保する。</p>	<p>(研修生の利便性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国各地から研修生が集まる観点から、利便性が確保されることが重要であり、全国の都道府県庁所在地から、高尾の研修所までの所要時間は、平均3時間38分。例えば札幌、鹿児島から約4時間40分。 ・研修生の研修参加費用や移動時間を考慮する必要(今回要望のあった場所は、高尾と異なり前泊が必要となる場合があるなどコストやアクセス時間で過度の負担がかからないか)。 ・移転先の最寄りの空港の徳島阿波おどり空港は、例えば東北では直行便がなく、青森県や岩手県の研修生は羽田で乗り継ぎが必要となるなど、全国的な視点で利便性が現在より著しく低下する。 <p>(本所と林業機械化センターの連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本所と林業機械化センターは、研修の打合せ、職員の安全指導や入札などを本所と連携しながら行っていることから、移転により遠隔地に行った場合に本所と林業機械化センターの連携が困難となる。 <p>(耐震工事が最近完了)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎については、平成25年度に総工費約2億円をかけて耐震工事が完了したところであり、今後長期間にわたって活用しない場合、国費の無駄使いと指摘される恐れ。 <p>(現地見学地へのアクセス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高尾は、東北、常磐、関越、中央、東名の各高速道路へのアクセスが良好であり、幅広い見学地の選定等が容易。平成26年度は、本所で実施した34コースで36回優良事例等見学を実施(周辺5km圏内程度の裏山での見学、実習を除く)。そのうち訪問先上位3件は、群馬(11)、山梨(9)、東京(5)。一方、平成3年度は本所で実施した13コースでの10回の見学のうち上位3件は、東京(6)、栃木(3)、茨城、山梨(1)となっている。

<p>提案の概要</p>	<p>本所の全部移転</p>	
<p>検討対象機関の概要</p>	<p>農林水産省農林水産研修所本所(東京都八王子市) (職員数) 常勤職員 14名、非常勤職員 1名 (建物) 延べ面積 5,160 m²、鉄筋コンクリート造RC、土地の面積 10,909 m² (機材) 備え付けホワイトボード、投影用プロジェクター、スクリーン、放送機器等 (その他) ・農林水産省職員等に対して、講義形式(グループワーク・ディスカッションを含む)の研修を実施 ・平成26年度実施研修：年間50コース ・平成26年度研修生参加数：合計2,021人(国職員1,734人(85.8%)、地方公共団体等職員287人(14.2%)) 【管区別】北海道88人(4.4%)、東北210人(10.4%)、関東781人(38.6%)、北陸135人(6.7%)、東海146人(7.1%)、近畿177人(8.8%)、中四国208人(10.3%)、九州246人(12.2%)、沖縄30人(1.5%) ・平成26年度研修講師：合計495人(内部講師292人、外部講師203人)※内部講師は農林水産省本省職員が主体 【拠点別】首都圏481人(97.2%)、その他14人(2.8%)</p>	
<p>検討・評価のポイント</p>	<p>道府県の説明</p>	<p>各府省の見解</p>
<p>その機関の任務の性格上、東京圏になければならないか</p>	<p>【機関の特性】 ○ 農林水産研修所は、国や地方公共団体等の職員を対象とした研修機関であり、座学を中心とした研修を実施している。 ○ 当機関の任務は、農林水産分野における全国の行政職員の育成であることから、必ずしも東京圏に設置すべき施設ではなく、現場に即した施策の立案ができる視野の広い人材育成には、むしろ「実証フィールド」をもつ地方にこそ設置すべきものと考えている。</p> <p>【東京圏外でも支障のない理由】 ○ 東京圏に所在するメリットとして、座学を担当する農林水産省職員や外部講師の交通アクセスのよさが挙げられるが、本県に移転した場合でも「全国屈指の光ブロードバンド環境」を生かしたテレビ会議システムなどにより機能を維持することが可能である。 ○ また、受講生の交通アクセスについても、徳島県は空路により東京圏と直結し、移転予定地も徳島阿波おどり空港から自動車約15分の場所に位置し、全国の多くの研修生が利用する羽田空港から約1時間40分を要する現在地と比べても、遜色ないとする。</p> <p>本研修所は、農林水産業に関わる行政職員の育成を任務としており、東京圏外であっても機能が確保される可能性を全く否定するものではないが、研修の質を落とさず適確に実施するためには、研修生の利便性や講師の確保をはじめとする諸条件を整える必要がある。</p>	

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
<p>機関の任務に照らした成果の確保・向上、行政運営の効率の確保</p>	<p>【機関の任務に照らした成果の確保・向上】 (業務の効率的な運営) ○ 当機関は農林水産分野の研修機関であることから、農林水産業の成長産業化につながる施策立案のための教養を、様々な現場を通じて体得することが肝要であり、幅広い現場をもつ地方での運営が効率的と考えている。</p> <p>(政策の企画立案執行における高い効果) ○ 徳島県では、野菜・果樹などの園芸品目を中心として、畜産、水産など多彩な農林水産業が展開されている。 「座学」が主体となっている現在の研修に、現場でのフィールドワークを加えることにより、「より実践的な研修カリキュラム」の構築が可能となり、現場に即した施策の立案ができる人材の育成につながると考える。</p> <p>【行政運営の効率の確保】 (民間や自治体等の関係) ○ 当研修所における研修の参加者は、農林水産分野に関わる全国の行政職員であり、本県に移転した場合でも、支障を来すことはないと考えている。</p> <p>(府省庁間の連携) ○ 当研修所の関係府省庁は農林水産省のみであると思われ、「全国屈指の光ブロードバンド環境」を活用することにより、農林水産省との連携が十分確保できると考える。</p> <p>(国会等への対応) ○ 当研修所の任務は農林水産分野における全国の行政職員の育成であることから、国会等の対応については、特に支障を来すものではないと考えている。</p>	<p>(研修生の利便性及び講師の確保) ・全国規模の集合研修という実施形態の性格上、日本各地からのアクセス及び適切な研修講師の確保が必要。 ・現状の羽田空港、東京駅、大宮駅からの利便性が良好な立地条件と同程度の研修生の利便性の確保が必要。 ・関東ブロックの研修生が約4割にのぼる。 ・研修の中には、演習形式の講義もあるため、遠隔地からの指導ではなく、研修施設での指導が望ましい。 ・研修講師のほとんどは首都圏に在籍。研修の中には、演習形式の講義もあるため、遠隔地からの指導ではなく、研修施設での指導が望ましい。特に内部講師(本省職員)は講師全体の約6割を占めるが、国会対応等の発生による講義日程の変更が必要となった場合、現在の霞が関～高尾間の移動であれば、こうした変更の対応が容易。 ・移転に当たり、研修生の移動に係る利便性の確保(費用、移動時間等)の面からの具体的な対応方針が示される必要がある。</p> <p>(研修生の利便性) ・徳島県には多様な農林水産業や優れた取組が存在することは異論がないが、当省としては特定の地域に偏ることなく、全国各地の職員等が研修を受けやすい環境をつくることが重要。</p> <p>(フィールドワークの可能性) ・フィールドワークのメリットについては、当該研修の内容、受入協力農家数の見込み、研修生の受入可能数、研修可能な時期等のような研修が可能であるかの具体的な対応方針が示される必要がある。 ・フィールドワークについては、国の研修機関として、特定の地域に偏ることなく、全国各地の優良事例を学ぶことが必要である。</p>
<p>地域への波及効果・なぜその地域か</p>	<p>【地域への波及効果】 ○ 今回、移転候補地として予定している「鳴門市」は、なんと金時やレンコンなどで知られる都市近郊の農業地帯であり、県下各地のフィールドワークの現場への交通アクセスに優れている。 ○ 多彩な実証フィールドでの研修により、農林水産業の成長産業化につながる施策の立案、ひいては地方創生の実現につながるものと期待している。</p> <p>【なぜ徳島か】 ○ 徳島県では、農業系の専門高校に食ビジネスや地域ビジネスを学ぶ過程を設置するとともに、農林水産分野の研究・普及・教育の機能・施設を集約した「農林水産総合技術支援センター」に、6次産業化人材の育成を目的とした「アグリビジネススクール」を設置し、経営感覚に優れた農業人材の育成に取り組んでいる。 ○ また、徳島大学において、農学系の「生物資源産業学部」の平成28年度創設が決定し、農林水産分野の多様な人材育成機関が集積されている。 ○ 国の研修機関を誘致し、県の人材育成機関と連携を図ることにより、研修機能のさらなる充実と各機関との相乗効果が期待される。</p>	<p>(地域への貢献) ・当研修所は、研修生の人材育成を目的としており、県の人材育成機関との連携は想定しておらず、地域への波及は期待できない。徳島県が提案している人材育成機関の集積による地方創生の実現に当研修所の研修がどうつながるのか、具体的な説明がなされる必要がある。 ・外部委託する必要がある業務として、食堂の運営、守衛業務、清掃業務が考えられるが、実際の雇用は数名程度。また、研修は1週間以内のものが殆どであり、研修生の消費は少ない。 ・上記のような中、移転による地元経済への貢献につき、具体的な波及効果を示される必要がある。</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
条件整備	<p>【施設確保・組織運営の工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「誘致先」は、「近畿と四国の結節点」で「四国の玄関口」に位置し、全国各地から高速バスが利用可能な「鳴門市」とする。 ○ 「移転候補施設」は、既存ストックの有効活用の観点から、「旧鳴門第一高校」を使用することとし、整備コストの抑制をはじめ、効率的かつ効果的な施設整備に努める。 ○ 「執務環境」については、リノベーション(付加価値型改修)により、十分な広さと快適な機能を具備した「良質な環境」を確保する。 ○ 「関係省庁との連絡・連携」は、徳島が国内外に誇る「全国屈指の光ブロードバンド環境」のもとで、最新のICT技術を活用することにより、「円滑なネットワーク形成」を確保する。 ○ 実践的な研修については、県内各地における豊富な「最先端の実証フィールド」を活用することとする。 <p>【組織・費用の最適化への工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ICTや既存ストックの有効活用により、「組織や費用」の増大を生じさせない工夫を図る。 <p>【職員の生活環境・住環境の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域経済の活性化に資するため、民間住宅を積極的に活用することとし、県下最大の不動産業者団体「徳島県宅地建物取引業協会」の協力を得て、「生活環境・住環境」を確保する。 	<p>(利便性等の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳴門市における民間宿泊施設の活用による宿泊可能人数はどの程度か。 ・年間を通じて計画的・安定的に民間宿泊施設を確保する具体案が示される必要 ・研修期間中の課題について夜に研修生どうして打合せを行うことがあるため、宿泊施設が分散しないことが必要だが、具体的な解決案があるか。 ・毎年多くの研修生や講師を派遣するランニングコスト(旅費、宿泊費)の増大への対応 ・研修生宿泊施設と庁舎間の交通機関の確保 ・近隣に公務員宿舎が無い場合の職員の住居の確保 ・研修の目的に即した講師の確保(研修の講義の多くが、人事評価などの内部管理的な事項や省の政策に関わる事項であり、農林水産省本省職員以外に適切な講師を確保することは困難) ・徳島空港や主要新幹線停車駅から鳴門市へのアクセス(公共交通機関) <p>※ 研修生から徴収する1回当たりの宿泊料金は下記のとおり(平成27年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝食費(480円) ・昼食費(620円) ・夕食費(800円) ・クリーニング代、シーツ代等(670円) <p>(研修内容の向上)</p> <p>研修計画の作成及び実施に当たり、県の積極的な協力体制の確保</p>
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域経済の活性化に資するため、研修受講者の宿泊場所については、「徳島県生活衛生同業組合」と「日本旅館協会徳島県支部」の協力のもと、民間宿泊施設の積極的な活用により確保する。 	<p>(利便性等の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の宿泊施設の具体的な宿泊受入人数はどの程度か。 ・鳴門市における民間宿泊施設の活用による宿泊可能人数はどの程度か。 ・年間を通じて計画的・安定的に民間宿泊施設を確保する具体案が示される必要 ・研修期間中の課題について夜に研修生どうして打合せを行うことがあるため、宿泊施設が分散しないことが必要だが、具体的な解決案があるか。 ・毎年多くの研修生や講師を派遣するランニングコスト(旅費、宿泊費)の増大への対応 <p>(分館との連携方法)</p> <p>農林水産研修所は専門技術的な研修を実施する分館として茨城県に「つくば館」及び「つくば館水戸ほ場」を有しており、本所において総括業務を行っている。電子メール等による連絡体制の他、定期的に本所で3者合同会議を行い、連携を図っているが、移転後のこれらの分館との連携方法等についても示される必要がある。</p>

<p>提案の概要</p>	<p>食品総合研究所の食品機能研究領域、食品工学研究領域の全部移転</p>
<p>検討対象機関の概要</p>	<p>【機関名】 農業・食品産業技術総合研究機構 食品総合研究所(食品機能研究領域、食品工学研究領域) (茨城県つくば市) 【職員数】 常勤職員 37名(研究職 37名)、ほか事務職 24名(研究所全体で共通)、非常勤職員 54名(研究系 52名、技術系 2名) 【現在施設】 占有フロア延べ面積:8,123㎡、敷地面積:59,409㎡(茨城県つくば市)、建物の構造:RC(鉄筋コンクリート構造) ①化学機器分析センターおよび新機能食品開発実験棟: 食品総合研究所が管理運営する、農研機構共用の高精度分析機器を集約した施設であり、農研機構や農水省系研究所の他、大学、他省庁研究機関等の共同研究で多く利用。 ②放射線利用実験棟の⁶⁰Coガンマ線照射装置: 本施設は、密封放射性同位元素(⁶⁰Co:許可数量368.3 TBq)を装填した放射線照射装置の特定使用許可施設として、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」の認可基準に準拠した施設。本装置の移設に際しては、原子力規制委員会、都道府県公安委員会等への手続きが必要であり、移設は現実的に極めて困難。本装置は、厚労省の要請による国立医薬品食品衛生研究所(東京都世田谷区)との照射試験に利用されており、来年度からは国際原子力機関の国際連携研究プロジェクトに利用される予定。 【必要機材】 《食品機能研究領域》 ハイスループット質量分析システム、UPLC-MS/MS、HPLC、フローサイトメーター、リアルタイムPCR、蛍光発光吸光マイクロプレートリーダー、タンパク質マルチプレックス解析システム、イメージングアナライザ、デジタル蛍光顕微鏡、 《食品工学研究領域》 高圧処理試験装置(計10台)、青果物包装容器用加圧試験機、青果物用落下試験機、膜分離試験装置(5台)、交流高電界処理装置、加圧短波帯処理装置、アクアガス加熱調理器(連続式及び回分式)、マイクロ波照射装置、真空凍結乾燥器、穀物用微粉碎機 【研究実績】 《主な研究》 ① 抗酸化性の統一的評価法の確立 ② 玄米、タマネギ、大豆、緑茶のヒトの健康機能性に及ぼす効果の解明と機能性食品、データベースの開発 ③ アクアガス等による農産物の高品質殺菌技術の開発 ④ 廃鶏屠体からの抗酸化ジペプチドの分離・精製技術と抗酸化活性評価法の開発 《共同研究、連携先》 茨城大学(連携大学院)、筑波大学、千葉大学、東京大学(連携大学院)、東京海洋大学、東京電機大学、お茶の水女子大学(連携大学院)、札幌医科大学、北海道情報大学、東京農業大学、東京家政学院大学、東京農業大学等 全34大学 公立試験研究機関:青森りんご研究所、青森県産業技術センター・弘前地域研究所、岩手県農業研究センター、宮城県農業・園芸総合研究所、山形県園芸試験場、茨城県農業総合センター、栃木県産業技術センター、栃木県農業試験場、石川県農林総合研究センター農業試験場、長野県野菜花き試験場、長野県工業技術総合センター、愛知県農業総合試験場、広島県立総合技術研究所、愛媛県産業技術センター 全14機関 近隣研究機関:医薬基盤・健康・栄養研究所、国際農林水産業研究センター、International Institute for Tropical Agriculture、農業・食品産業技術総合研究機構(農研機構)のうち作物研究所、果樹研究所、野菜茶業研究所、畜産草地研究所、農村工学研究所、東北農業研究センター及び九州沖縄農業研究センター 全11機関 民間企業:大和産業(株)、旭松食品(株)、ミナミ産業(株)、アサヒ飲料(株)、森永製菓(株)、タイヨー製作所(株)、東海物産(株)等 全38社</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
研究能力の確保・向上	<p>【研究人材の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県の「農林水産総合技術支援センター」において、新品種や新技術など地域課題の解決に向けた実用化技術の開発に取り組んでいる。 ○ また、医学・薬学など生命系に強みをもつ「徳島大学」に加え、「徳島文理大学」、「四国大学」の県内4年制大学が食物の栄養について学ぶ過程を有し、食品に係る研究人材が豊富に揃っている。さらに、徳島大学において、バイオ技術と「ヘルス・フード・アグリ」の融合により新たな産業を創出できる人材を育成する「生物資源産業学部」の平成28年度創設が決定し、研究人材のさらなる充実が見込まれている。 <p>【研究環境の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 徳島県では、野菜・果樹などの園芸、畜産、水産など、多彩な農林水産業から多様な食品が生産されている。 ○ 県では、徳島大学・生物資源産業学部の創設を契機に、農林水産総合技術支援センターと徳島大学を中核として県内の産学官が一体となって技術開発に取り組む「アグリサイエンスゾーン」の構築を進めており、「基礎から実証・評価、普及」に至る一連の研究環境を確保することが可能である。 <p>【研究資金の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 徳島県においては、産学官に加え、地域の金融機関が地域活性化に向けた民間の取組みを支援する総務省の「地域経済循環創造事業交付金」に数多く採択される(全国1位)など、産学民官金が連携して地域産業を育成する環境が整っており、今後も県を挙げて研究資金の確保に積極的に取り組む。 ○ また、農林水産総合技術センターでは、現在、国の研究機関や大学、民間企業との間で、29課題について外部資金を活用した研究開発に取り組んでおり、国の研究機関の誘致により、研究資金のさらなる確保が図られるものと考えている。 <p>【研究機関・研究者等との迅速かつ効果的連携の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、徳島大学等との連携により、機能性の解明や輸送技術など食品の利用加工技術の開発に取り組んでいる。 ○ ここに、食品総合研究所のうち食品の機能性探索から流通加工に至る研究開発を行う「食品機能研究領域」と「食品工学研究領域」を加えることで、より効果的な連携のもと研究開発が進むと考えている。 	<p>(優秀な研究人材・優れた研究課題の確保) (研究機関・研究者等との迅速かつ効果的連携の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の唯一の食品を専門とする研究機関として広く全国的な視点で研究を推進することが必要である。 ・移転により、近隣の教育機関及び研究機関との新たな連携は期待できるものの、食品に関する研究は、特定地域の一部の機関との連携ではなく、国内外の多数の食品企業、大学等の研究機関と連携・共同して実施することが必要である。とりわけ、食品機能性の研究や食品工学に関する研究は、都内の国立健康栄養研究所と密に連携して実施しており、移転した場合、こうした連携が困難になる。
研究成果活用の確保・向上	<p>【産学官連携体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 徳島県では、「食と医療の連携による糖尿病の克服」に向けたイノベーション創出を目指す「とくしま『健幸』イノベーション構想」の取組が国の指定を受けるなど、幅広い分野で産学官が連携する体制が構築されている。 ○ さらに、徳島大学・生物資源産業学部の創設を契機として、産学官それぞれの強みを生かしたオープンイノベーションによる研究開発体制の構築を進めている。 <p>【行政との連携確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 徳島県では、農林水産分野の研究・普及・教育の機能・施設を集約した農林水産総合技術支援センターを設置し、平成25年に新たな拠点施設を整備している。 ○ 農林水産総合技術支援センターでは、レンコンの抗アレルギー機能の解明や畜産物の美味しさ評価など本県ブランド農産物の強化に向けた課題について、徳島大学等と連携しながら研究開発に取り組んでおり、行政との連携が十分確保されている。 ○ また、開発したイチゴや山菜などの新品種は県内現場で広く活用され、産地の強化に寄与している。 	<p>(産学官連携) (行政との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究成果は、食品安全に関する各種のガイドライン等として、自治体、民間や国際機関等に普及している。 ・また、国の研究機関の成果として、特定の地域で一部の企業等との連携・活用ではなく、国の行政機関はもとより、広く国内全体の食品企業等との連携・活用が必要である。

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
地域の産業等への波及効果	<p>【地域選定の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 徳島県は、空路により東京圏と直結し、首都圏からの時間距離としては現所在地の茨城県・つくば市と比べても遜色がないと考える。 ○ また、県内の移転候補地として予定している「阿波市」は、県の中央北部に位置し、徳島自動車道・土成ICを通じて県内各地への交通アクセスに優れているとともに、レタスやイチゴ、ブドウなど多様な農産物が生産され、農業産出額は県下一と、食品研究に用いる食材が豊富な「実証フィールド」となっている。 <p>【地域産業のポテンシャル強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本県は、なると金時やレンコンなど全国的なブランド品目、スタチ・ユズに代表される加工特性に適した香酸カンキツなど農産物の生産が盛んであり、このさらなる振興を図るため、産学官が連携した「アグリサイエンスゾーン」の構築を進めている。 ○ ここに国の研究機関を加えることで、6次産業化をはじめとする新たな産業の創出に直結すると考えている。 	<p>(地域産業のポテンシャル向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移転した場合、徳島県内での食品産業への一定の波及効果が見込まれる。ただし、食品総合研究所は全国対応の専門研究所であり、その研究成果は、特定地域の一部の企業等との連携・活用ではなく、広く国内全体の食品企業等との連携・活用が必要である。
運営の効率の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県の農林水産総合技術支援センターと徳島大学・生物資源産業学部を中核とした「アグリサイエンスゾーン」により、産学官が連携した効率的・効果的な研究体制の構築が進められており、食品総合研究所を加えることで一層の体制強化が図られると考えている。 	<p>(効率性の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つくばでは、従前より、農業・食品産業技術総合研究機構(農研機構)の各研究所や地域農業研究センター、その支所で類似・重複している業務を統合し、組織のスリム化と業務運営の効率化に取り組んできたところ。さらに、農研機構は、平成28年度より、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び種苗管理センターと統合予定であり、統合によって精密な分析機器の共有化等の効率化を図る予定であり、移転することにより効率的な運営に支障が生じる。 ・特に当該2領域の研究には高額な分析機器が必須であるが、現在、食品総合研究所が所有しているこれら高額な分析機器は、農研機構内の各研究所及びつくば市内の他の研究機関と共同で利用しており、稼働率が著しく高い。さらに、H28年4月の法人統合後は、新農研機構内に高度解析センターを設置し、これら機器について共同利用のさらなる効率化を図ることとしている。 ・以上のとおり、現有機器の移設はできないことから、同様な機器を移転先に整備する必要があり、その維持費、オペレーター賃金など、年間億単位の追加費用が必要。

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
条件整備	<p>【施設確保・組織運営の工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「誘致先」は、6次産業化の拠点となる「アグリサイエンスゾーン」や「徳島大学・生物資源産業学部」との連携を図るため、「阿波市」とする。 ○ 「移転候補施設」は、「旧阿波農業高校」を使用することとし、整備コストの抑制をはじめ、効率的かつ効果的な施設整備に努める。 ○ 「執務環境」については、リノベーション(付加価値型改修)により、十分な広さと快適な機能を具備した「良質な環境」を確保する。 ○ 「関係省庁との連絡・連携」は、徳島が国内外に誇る「全国屈指の光ブロードバンド環境」のもとで、最新のICT技術を活用することにより、「円滑なネットワーク形成」を確保する。 <p>【組織・費用の最適化への工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ICTや既存ストックの有効活用により、「組織や費用」の増大を生じさせない工夫を図る。 <p>【職員の生活環境・住環境の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域経済の活性化に資するため、民間住宅を積極的に活用することとし、県下最大の不動産業者団体「徳島県宅地建物取引業協会」の協力を得て、「生活環境・住環境」を確保する。 	<p>(施設確保等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の取得の他、研究施設の新築、研究機器、装置、機材の移転又は整備、実験系排水処理設備の新設等研究用の特殊施設・設備が必要。とりわけ放射線利用実験棟、微生物代謝産物実験棟は、法令上の規制をクリアしたものとする必要があるとともに、住民の合意が必須。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今回、移転を提案した「農業・食品産業技術総合研究機構 食品総合研究所」は、新しい人の流れづくりを目的とし、国から提示された対象機関リストに掲載されている機関である。 ○ 茨城県に所在するとはいえ東京圏からの通勤者も多いと思われ、今回の移転により、東京一極集中の是正に寄与できると考える。 ○ また、国の研究機関を多彩な実証フィールドをもつ地方にバランス良く配置することにより、新たな発想に基づくイノベーションの実現、また災害発生時等のリスク分散にも資すると考えている。 <p>【なぜ徳島か】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 徳島県には、「藍」をはじめとする商品作物を生産してきた「進取の気質」があり、現在も、なると金時やスダチ、レンコンに代表される多様な農産物が生産されている。 ○ 一方、今回移転を提案させていただいた「食品総合研究所」については、まさに6次産業化研究に係る国の司令塔として、これまで日本をリードしてきたとの自負をお持ちと認識している。 ○ しかしながら、「TPPの大筋合意」という社会経済状況の変化を受け、今後の農林水産業のグローバル化推進という大きなうねりの中では、グローバリゼーションを見据えた「我が国ならではの6次産業化」を考えていく必要がある。 ○ こうした場合においては、HACCPやハラール等これまでの認証制度だけでなく、現在、国際的に高い評価を得ている日本人ならではの「こだわりやきめ細かさ」を含めたトータルパッケージとしての6次産業化こそが求められる。 ○ 徳島県では、日本の大学で初めて6次産業人材を育成する学部として創設される「徳島大学・生物資源産業学部」とともに形成する「アグリサイエンスゾーン」に加え、「食品表示Gメン」や「食品事業者等届出制度」を国に先駆けて整備し、食品に係る「入り口から出口まで」の全国的に見ても最も進んだシステムが構築されている。 ○ ここに国の食品に係る研究機関が加わり、国、県、大学という「三位一体の体制」で取り組むことによって、これまで以上の成果が期待できるとともに、従来の共同研究ではなし得なかった食品加工分野のイノベーション創出が図られるものと確信している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第189回通常国会で農研機構等4法人の統合を内容とする「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律」が成立したが、衆議院及び参議院において、「農業・食品産業技術総合研究機構の各研究機関等がつくば市に集積していることに鑑み、今般の組織統合の効果をあげるためにも、まち・ひと・しごと創生本部が進める政府機関の地方移転の検討に当たっては慎重に対応すること。」との付帯決議が採択されている。